

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 豪雨による土砂流出等の対策として、治山工事箇所を追加する。

【変更項目及び頁】

- 5 治山に関する事項**..... 1

5 治山に関する事項

(単位:箇所、ha)

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量
岩手南部署 16,74,75,121~126,161,162,218,230,231,238,240, 241,253,502,505,510,533,569,587,598,600,1138, 1144,1166,1170,1208,1327,1604,1605,1628,1629, 1648	保全施設	溪間工	52
遠野支署 17,30,31,92			8
岩手南部署 16,24,58,64,74,86,119,125,167,223,234,238,240, 241,505,1008,1411,1604,1605,1615,1621		山腹工	25
岩手南部署 8~10,204,205,223,226,232,250,257,258,268,509, 522,524,532,533,550,551,565,566,570~573,1044, 1187,1190,1200~1202,1212,1601~1604,1612, 1617,1631,1649	保安林の整備	その他	690
遠野支署 5~7,15,20~22,43,55,92,103,118,201,202,245, 399,712,751,752,758,760,762,766,768,809,811, 812,821,825,827,833			243
合 計	保全施設 保安林の整備		85 箇所 932 ha

注:保全施設は箇所数、保安林の整備はhaである。

ただし、上記以外にも災害復旧等緊急を要する箇所については、必要な措置を講ずるものとする。